

学校法人ガバナンス改革会議第9回 論点

学校法人ガバナンス改革会議（第9回）

令和3年11月11日（木）

資料4

目的：監督・経営を分離する。経営陣の利益相反・自己監視を排除する。
税制優遇を受ける学校法人にふさわしい体制を構築する。

- ・ 評議員会... 2、3 頁
- ・ 理事会・理事... 4、5 頁
- ・ 監事... 6 頁
- ・ 会計監査制度・会計監査人... 7 頁
- ・ 内部監査システム・寄附行為・情報開示... 8 頁

2021年11月11日 八田進二 松本美奈

評議員会	現行（私学法）＊一般法人法：一般社団法人及び一般財団法人に関する法律	＊有）学校法人のガバナンスに関する有識者会議＝政省令などで対応する内容か？	合意事項（要確認＝法に盛り込む内容としていいか）
役割	理事長の諮問機関（寄附行為で議決機関にできる） 参考：現行の役員は理事と監事のみ （35条1項）		評議員会を最高監督・議決機関とする。 ・評議員会の議決事項を理事会等が代わりに決定できるとした寄附行為の定めを無効とする（一般法人法178条3、社会福祉法45条の8）
職務・権限	理事長は以下の事項について評議員会の意見を聴かなければならない。 1 予算・事業計画 2 事業に関する中期的な計画 3 借入金及び重要な資産の処分 4 役員の報酬等の支給の基準 5 寄附行為の変更 6 合併 7 私学法50条1、3による解散 8 収益を目的とする事業に関する重要事項 9 その他学校法人の業務に関する重要事項で寄附行為をもって定めるもの（42条1項） ・前項各号に掲げる事項は、寄附行為をもって評議員会の議決を要するものとすることができる（42条2項） →本条項に基づいて評議員会の議決を要としている実例は多くない ・学校法人の業務もしくは財産の状況または役員の業務執行の状況について、役員に対して意見を述べ、もしくはその諮問に答え、または役員から報告を徴することができる（43条） ・「役員の定数、任期、選任及び解任の方法その他役員に関する」事項は寄附行為に委ねられている（30条1項、38条1項）。ただし、定数については限定あり（35条1項）。	・会議の公開（オンラインなど） ＊要確認 評議員は、理事を選任する際に教員の意見を聞く。	最高監督・議決機関として以下のことを議決する。 ・理事、監事、会計監査人の選任・解任 ・中期計画 ・事業計画 ・予算・決算 ・借入金 ・重要な資産の処分 ・役員の報酬等の基準 ・寄附行為の変更 ・合併や解散、重要な保証等。 ・一般法人法の以下の条文を私学法に書き込む。 178条（評議員会の権限等） 179条（評議員会の招集） 180条（評議員会の招集の請求） 181条（評議員会の招集の決定） 182条（評議員会の招集の通知） 183条（招集手続きの省略） 184条～186条（評議員提案権） 189条（評議員会の決議） 190条（理事等の説明義務） 191条（評議会に提出された資料等の調査） 192条（延期または続行の決議） 193条（議事録の作成、保存） 194条（評議員会の決議の省略） 195条（評議員会への報告の省略） 196条（評議員の報酬等）
義務・責任	私学法には評議員の位置付けに関する定めなし ・評議員の法人、第三者に対する損害賠償責任を明記（一般法人法198条、社会福祉法45条の20、21）	2	・法人と委任関係 ・法人や第三者に対する損害賠償責任を負う。

<p>適格基準</p>	<p>44条1項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該学校法人の職員のうちから、寄附行為の定めるところにより選任された者 ・当該学校法人の設置する私立学校を卒業した者で年齢25年以上のものうちから寄附行為の定めるところにより選任された者 ・寄附行為の定めるところにより選任された者 <p>・理事は兼職可能（38条）</p> <p>・監事は兼職禁止（39条）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・資質（適格基準）を条文に書くべきか。 <p>→所轄庁が監督する際の根拠になる。抽象的事項であったとしても、条文になれば所轄庁は動けなくなる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・現役の教職員、理事は評議員から除外する。 ・元理事、元教職員は可能 ・クーリングオフ期間は「5年」「一定程度」？ <p>有) 各役員・各評議員の親族・特殊関係者は排除すべき（事実上の婚姻関係、雇用関係等にも着目）</p> <p>有) 特定の団体・法人の関係者が多数を占めないようにする</p>
<p>選任方式</p>	<p>寄附行為に委ねられており、選任方法は学校法人によって様々。理事会による選任、評議員互選としている例もある。</p>	<p>有) 評議員会の選任方法、属性、構成割合の状況について、積極的に説明・公表</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・理事会・理事による選任は無効とする。 ・評議員を選定する委員会を設ける。 ・選任・解任の透明性（情報開示）を担保。 ・選定した理由とそのプロセスを公開する。
<p>解任</p>	<p>規定なし （30条1項7号により寄附行為に委ねている）</p> <p>「評議員総数の3分の2以上の議決」としている例が多い</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・多数決では、解任されるべき者が解任されないことがある。所轄庁（文科省等）からの解任勧告や裁判所を通じての解任の訴えを検討すべきだ。 	<ul style="list-style-type: none"> ・理事会・理事による解任は無効とする。 ・評議員は「相互監視」とする。 ・評議員の解任事由を定めるとともに、評議員会に解任権限を与え、所轄庁の解任勧告の対象とする
<p>任期</p>	<p>規定なし（30条1項7号により寄附行為に委ねている）</p>	<p>*年齢制限を設けるべきか</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・理事よりも長くする。
<p>員数</p>	<p>理事の定数の2倍をこえる数 （41条2項）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・評議員会議長の議決権をどう扱うか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・一般法人法を準用する。 <p>173条 評議員は、3人以上でなければならない。</p>

	現行（私学法）	要検討事項（有：学校法人のガバナンスに関する有識者会議）	合意事項（*要確認：法律に盛り込む内容としていいか）
理事会	役割	学校法人の最高議決機関	
	権限	・学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する（36条）	<ul style="list-style-type: none"> ・理事会は重要な業務執行に関する決定を理事に委任してはならない（一般法人法90条の4、同197条、社会福祉法45条の13） 有）理事会の議事録の作成を義務化し、その内容を評議員会に公開する。 有）議事録は監事も確認する。 有）理事会の招集通知の対象に監事を加える 36条 学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する…このまま残す
理事	職務・権限	<ul style="list-style-type: none"> ・理事長は学校法人を代表し、その業務を総理する（37条） ・理事（理事長を除く）は、寄附行為の定めるところにより、学校法人を代表し、理事長を補佐して学校法人の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠けたときはその職務を行う（37条） 	一般法人法 <u>理事会の議決に加わる／理事会の招集請求・招集／職務の執行状況の理事会への報告／評議員会での説明義務/忠実義務／利益相反取引の制限／善管注意義務（下線項目は私学法にない）</u>
	義務・責任	<ul style="list-style-type: none"> ・委任関係（35条の2） ・法人、第三者に対する損害賠償責任を負う（44条の2、3） ・連帯責任（44条の49） 	<ul style="list-style-type: none"> ・委任関係（35条の2） ・法人、第三者に対する損害賠償責任を負う（44条の2、3） ・連帯責任（44条の49）
	適格基準	38条 1 当該法人の設置する私立学校の校長（学長及び園長を含む） 2 当該法人の評議員のうちから、寄附行為の定めるところにより選任された者 3 寄附行為の定めるところにより選任された者 <ul style="list-style-type: none"> ・外部理事 当該法人の役員または職員でない者 	<ul style="list-style-type: none"> ・各理事について、理事と特殊の関係がある者が一定数以上含まれてはいけない（公益認定法人法5条10、社会福祉法44条6） ・同一団体の理事・配偶者・親族・密接関係者が理事総数の3分の1を超えない（公益認定法人法5条11） ・38条は削除 （以下のみ残す=38-7各役員配偶者または三親等以内の親族が1人を超えて含まれてはならない。38-9次に掲げる者は、役員になることができない）

理事	選任	私学法と寄附行為の定めによる	<ul style="list-style-type: none"> ・企業の指名委員会などが参考になるのではないか。 *学長の選任について配慮が必要。 	<p>評議員が選任する</p> <ul style="list-style-type: none"> ・評議員は選任の際に教学の意向を確認する。
	解任	寄附行為の定めによる		<p>評議員が解任する</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職務上の義務に違反し、または職務を怠ったとき／心身の故障／解任の訴え（一般法人法）
	任期	寄附行為の定めによる		<p>要確認</p> <ul style="list-style-type: none"> ・私学法で明記する。 ・再任の規定も必要。 ・選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時まで（一般法人法）
	人数	<ul style="list-style-type: none"> ・5人以上（35条） ・うち1人は理事長 		<p>要確認</p> <ul style="list-style-type: none"> ・5人以上
	理事長の選定・解職	私学法 <ul style="list-style-type: none"> ・理事のうち1人は理事長とする。 		<p>要確認</p> <ul style="list-style-type: none"> ・理事会が選定・解職し、評議員会が承認する。

監事	役割	監査		
	権限・職務	37条3項 <ul style="list-style-type: none"> ・学校法人の業務を監査する ・学校法人の財産の状況を監査する ・理事の業務執行の状況を監査する ・学校法人の業務もしくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後2月以内に理事会及び評議員会に提出すること ・監査の結果、学校法人の業務もしくは財産又は理事の業務執行に関し不正の行為又は法令もしくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを所轄庁に報告し、又は理事会及び評議員会に報告すること 	<ul style="list-style-type: none"> ・監事の監査を受けて、評議員会、理事会は何をしなければいけないか、私学法に明記すべきか。 ・「子法人」について 形式的な出資割合のみで判定するのではなく、実質的な支配の有無で判定すべき	要確認 <ul style="list-style-type: none"> ・学校法人の「財産の状況」ではなく、「計算書類」「事業報告」を監査する（37条3項）に改める ・評議員から監事への報告義務を明定。 ・法人・子法人の業務・財産の状況の調査
	義務・責任	<ul style="list-style-type: none"> ・委任関係（35条の2） ・法人、第三者に対する損害賠償責任を負う（44条の2、3） ・連帯責任（44条の49） 		要確認 <ul style="list-style-type: none"> ・理事による不正行為や違法行為を発見した場合のみならず、その「おそれあると認めるとき」にも監事による理事会等への報告義務を課す（一般法人法100条、197条、社会福祉法45条の18）
	適格基準	<ul style="list-style-type: none"> ・当該学校法人の役員または職員でない者が含まれるようにしなければならない（38条） ・理事、評議員又は学校法人の職員と兼ねてはならない（39条） 		要確認 <ul style="list-style-type: none"> ・当該法人・子法人の理事・使用人との兼職禁止（一般法人法） 有）各理事の親族・特殊関係者については、監事への就任を禁止する。
	選任	<ul style="list-style-type: none"> ・評議員の同意を得て、理事長が選任する（38条） 		評議員会が選任する 要確認 <ul style="list-style-type: none"> ・評議員会における監事選任に関する意見陳述（一般法人法74条） ・外部監事1名以上の義務づけを検討（公益法人認定法で検討中）
	解任		有）監事の解任の議案については、辞任した監事、解任された監事を含め、監事の意見を認める手続きを定めることとする。	評議員会が解任する <ul style="list-style-type: none"> ・職務上の義務に違反し、または職務を怠った時／心身の故障／評議員会における監事の辞任・辞任に関する意見陳述、辞任監事の意見陳述／解任の訴え
任期		有）理事の任期と同等以上の期間を確保する。		
人数	<ul style="list-style-type: none"> ・2人以上（35条） 	6		

会計監査制度	<ul style="list-style-type: none"> ・補助金の適正執行を担保するため、私立学校振興助成法に基づく会計監査制度は維持。 ・ガバナンス強化の観点から、一定規模以上等の学校法人には会計監査人を設置。 ・私立学校法に基づいて会計監査人を設置している場合には、私立学校振興助成法上も私立学校法の監査報告書の提出で代替可能とする。 ・学校法人会計基準については、根拠法令を私立学校振興助成法から私立学校法に変更し、私立学校法と私立学校振興助成法両方の趣旨にかなう学校法人会計基準を策定する必要がある。 			
会計監査人	設置義務	私立学校振興助成法 1,000万円以上の補助を受けている場合は公認会計士または監査法人の監査報告書を所轄庁に届出。	<ul style="list-style-type: none"> ・文科大臣所轄の学校法人 ・知事所轄の学校法人については規模や広域性等を勘案して政令で定める 	
	権限・職務・義務			一般法人法 <ul style="list-style-type: none"> ・計算書類等の監査／会計監査報告の作成／定時評議員会での意見陳述／監事への報告義務／会計帳簿等の閲覧謄写／子法人に対する報告要求／法人または子法人の業務及び財産の状況の調査／善管注意義務
	責任			一般法人法 <ul style="list-style-type: none"> ・法人及び第三者に対する損害賠償責任
	適格基準			一般法人法 公認会計士または監査法人
	欠格事由			一般法人法 <ul style="list-style-type: none"> ・子法人から監査外業務で継続的な報酬を受ける公認会計士等
	選任			一般法人法 評議員会が選任／会計監査人選任に関する議案内容に係る監事の決定権／会計監査人報酬決定に関する監事の同意
	解任			一般法人法 <ul style="list-style-type: none"> ・評議員会または監事（全員同意）が解任 ・職務上の義務に違反し、または職務を怠ったとき／会計監査人としてふさわしくない非行があった時／心身の故障／監事による会計監査人の解任の評議員会への報告
任期			一般法人法 <ul style="list-style-type: none"> ・原則として選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時まで 	

内部監査システム	<ul style="list-style-type: none"> ・理事の職務の執行が、法令及び寄附行為に適合することを確保するための体制その他法人の業務の適正を確保するために必要な体制を整備する（内部統制システムの整備）。 ・監事は、内部統制システムの実効性を監査する。 		
寄附行為	<ul style="list-style-type: none"> ・一般社団法人、財団法人では「定款」で統一（内閣府 公益法人informationより） <ul style="list-style-type: none"> ①財団法人の根本規則及びそれを表した書面を、民法では「寄附行為」と称する一方で、財団法人の設立行為もまた「寄附行為」と称しており、多義的に使用され、わかりにくくなっている。 ②「寄附」や「行為」の文字から「根本規則及びそれを表した書面」をイメージしにくい言葉である。 <ul style="list-style-type: none"> →「寄附行為」から「定款」へ一本化 		
情報開示	<p>私学法47条 財産目録等の備付け及び閲覧</p> <ul style="list-style-type: none"> ・財務書類等を事務所へ備付け、関係者への閲覧に供することを義務づけ <p>私立学校振興助成法14条</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助金の交付を受ける学校法人は、文部科学大臣の定める基準に従い、会計処理を行い、貸借対照表、収支計算書その他の財務計算に関する書類を作成しなければならない。 		<p>要確認</p> <p>より信頼される学校法人にするために</p> <ul style="list-style-type: none"> ・財務情報のプラットフォームを構築する。 ・共通フォーマットに記載することでわかりやすくなる。 ・事業報告書を合わせて掲載することで、立体的に学校法人を理解できる。